

職業紹介事業の業務運営要領(※令和8年4月施行分)の改正概要

○ 主な改正事項を掲載

令和8年4月1日改正

改正箇所			改正の概要
第3	許可基準	3(3)ホ(ロ)	職業紹介責任者を兼任させる場合、留意事項を遵守する許可条件を付すことを追加。
第4	職業紹介事業に関する手続き	2	職業安定法施行規則改正に伴う条項の修正。
第4	職業紹介事業に関する手続き	5(1)ハ(ロ) 5(1)ホ(二)、(ホ)	事業所の新設手続きに職業紹介責任者を兼任させる場合の手続き等を追加。
第5	申請、届出等の手続の原則	1(5)	既存事業所の職業紹介責任者を兼任させる場合に履歴書等を省略可能な旨の追記。
第5	申請、届出等の手続の原則	2(1)ニ(7)	既存事業所の職業紹介責任者を新設事業所に兼任させたときの添付書類の追記。
第7	その他の手続き等	8(10)ト	職業紹介責任者講習において受講者が希望する場合は受講証明書の氏名欄へ旧氏単記の記載を可能とすることを追記。
第9	職業紹介事業の運営	5(9)ロ	入管法等の遵守のため外国籍の者の在留資格・在留期間など就労にあたって留意する点を在留カード等により確認することを規定。